

年 組 名前：

電子カルテ 全国で共有

新法案 マイナ保険証で閲覧可

政府は、電子カルテ情報を全国の医療機関で共有し、診療への活用を進めるための法案を2025年通常国会に提出する方針を固めた。患者がこれまでに受けた詳細な診療記録をどの病院や診療所でも閲覧できるようにすることで、データに基づく適切な医療提供につなげる狙い。必要なネットワークを法整備により構築する。複数の関係者が16日、明らかにした。

政府が進める医療DX（デジタルトランスフォーメーション）の一環。健康保険証とマイナンバーカードが一体の「マイナ保険証」を通じてカルテ情報を閲覧する。ただ、マイナ保険証では別人の誤登録が相次ぎ判明するなど、情報漏えい防止が課題。デジタルに不慣れた高齢者らがマイナ保険証へ着実に移行するかどうかも見通せない。

電子カルテ共有のネットワークの構築は、厚生労働省が所管する法人「社会保険診療報酬支払基金」が進める。政府は必要人員の確保など、同法人の体制を強化するための法整備を25年の通常国会で実施したい考えだ。

政府は6月に決定した医療DX推進の工程表に、「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」整備を明記した。24年度末ごろから一部の医療機関で先行実施し、25年度中に本格運用。小規模な診療所も含め「遅くとも30年にはおおむね全ての医療機関で、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」と掲げた。

電子カルテ

患者の診療記録や病歴、禁煙薬、アレルギー情報、各種検査値などを電子データ化したカルテ。業務効率化のため各医療現場で普及が進んできた。厚生労働省の調査によると、2020年時点で病院の57.2%、診療所の49.9%で導入済み。医療機関によって電子カルテの形式が異なるため、厚労省は統一的形式を設けて全国で情報を共有する仕組みづくりを進めている。

DX推進の工程表に、「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」整備を明記した。24年度末ごろから一部の医療機関で先行実施し、25年度中に本格運用。小規模な診療所も含め「遅くとも30年にはおおむね全ての医療機関で、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」と掲げた。

(2023年8月17日付 山梨日日新聞1面)

問1 政府は、診療への活用を進めるために、どのような法案を2025年の通常国会に提出する方針を固めましたか。

.....

問2 「マイナ保険証」とは、どのような保険証ですか。

.....

問3 この法案の、良いところと問題点を教えてください。

・良いところ：

・問題点：